

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和５年度 名古屋国道道路占用物件情報提供業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 望月 拓郎 名古屋市瑞穂区鍵田町２－３０
契 約 締 結 日	令和 ５ 年 ４ 月 ３ 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町１－２－１０
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ５, ８ ９ １, ６ ０ ０ －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ５, ８ ９ １, ６ ０ ０ －
随意契約によることとした理由	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路占用物件の管理または道路工事調整の事務等を実施するために必要となる公益事業者（電力・通信・ガス・水道・下水道等）の占用物件の情報提供を受けるものである。 多種多様の公益占用物件が輻輳して収容されている大都市において、道路管理者（国、東京都、２３区、政令市）及び公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみである。これは、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用するにより初めて成立するシステムであって、当局が単独で運営可能なシステムではない。 （一財）道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。 以上の理由から、本業務は、「公共調達の適正化について」（平成１８年８月財務大臣通知）の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当し、上記業者と随意契約を行うものである。 ＜根拠法令＞ 会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３号
備 考	